

審議会資料

端末セキュリティ基準の検討について



一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会

● 端末設備等規則への要件追加

- アクセス制御機能、ID・パスワードの適切な設定に関する機能
- インタフェース無効化機能
- ファームウェア更新機能

⇒ 第三十四条の十に記載のセキュリティ要件に関する内容の見直し（現行の規定についてはP.2参照）

下記2つに分類し、それぞれについて内部で検討を実施

1. 現行の規定で記載がない項目（上記2つ目の機能）
2. 現行の規定に記載はあるが、細かい条件がない項目（上記1つ目と3つ目の機能）

端末設備等規則におけるセキュリティ関係の規定(2020年4月1日施行)

8

(インターネットプロトコルを使用する専用通信回線設備等端末)

第三十四条の十 専用通信回線設備等端末(デジタルデータ伝送用設備に接続されるものに限る。以下この条において同じ。)であつて、デジタルデータ伝送用設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するもののうち、電気通信回線設備を介して接続することにより当該専用通信回線設備等端末に備えられた電気通信の機能(送受信に係るものに限る。以下この条において同じ。)に係る設定を変更できるものは、次の各号の条件に適合するもの又はこれと同等以上のものでなければならない。ただし、次の各号の条件に係る機能又はこれらと同等以上の機能を利用者が任意のソフトウェアにより随時かつ容易に変更することができる専用通信回線設備等端末については、この限りでない。

一 当該専用通信回線設備等端末に備えられた電気通信の機能に係る設定を変更するためのアクセス制御機能(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第三項に規定するアクセス制御機能をいう。以下同じ。)を有すること。

二 前号のアクセス制御機能に係る識別符号(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第二条第二項に規定する識別符号をいう。以下同じ。)であつて、初めて当該専用通信回線設備等端末を利用するときにあらかじめ設定されているもの(二以上の符号の組合せによる場合は、少なくとも一の符号に係るもの。)の変更を促す機能若しくはこれに準ずるものを有すること又は当該識別符号について当該専用通信回線設備等端末の機器ごとに異なるものが付されていること若しくはこれに準ずる措置が講じられていること。

三 当該専用通信回線設備等端末の電気通信の機能に係るソフトウェアを更新できること。

四 当該専用通信回線設備等端末への電力の供給が停止した場合であつても、第一号のアクセス制御機能に係る設定及び前号の機能により更新されたソフトウェアを維持できること。

アクセス制御機能

アクセス制御の際に使用するID/パスワードの適切な設定を促す等の機能

ファームウェアの更新機能

端末への電力共有が停止した場合でも、更新されたソフトウェアや変更されたアクセス制御の設定内容を維持

- 要件が規則にない部分については追加すべきだが、細かい要件の定義まではすべきではない。
(運用で対応とし、都度規則の見直しを行わない方がよいと考える)
 - インタフェース無効化機能については、規則に追記
 - 既に存在しているアクセス制御機能、ID・パスワードの適切な設定に関する機能、ファームウェア更新機能については、規則に記載されているため、規則の変更は行わない。
 - 新規に追加するインタフェース無効化機能含め、具体的な要件については、規則への記載は行わず、ガイドライン（認定機関向けのガイドラインを想定）に記載。

